

生活保護法等指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

事業所名称							
所在地		〒					
連絡先		電話番号・FAX番号	・		医療機関コード等		
管理者		名前			生年月日		
		住所					
施設又は実施する事業の種類		申請事業	事業等開始(予定)年月日	既指定の年月日	介護保険法の指定を受けている事業等		
					指定等年月日	介護保険事業者番号	
居宅介護	訪問介護						
	訪問入浴介護						
	訪問看護						
	訪問リハビリテーション						
	居宅療養管理指導						
	通所介護						
	通所リハビリテーション						
	短期入所生活介護						
	短期入所療養介護						
	特定施設入居者生活介護						
	福祉用具貸与						
	夜間対応型訪問介護						
	認知症対応型通所介護						
	小規模多機能型居宅介護						
	認知症対応型共同生活介護						
地域密着型特定施設入居者生活介護							
介護予防	介護予防訪問介護						
	介護予防訪問入浴介護						
	介護予防訪問看護						
	介護予防訪問リハビリテーション						
	介護予防居宅療養管理指導						
	介護予防通所介護						
	介護予防通所リハビリテーション						
	介護予防短期入所生活介護						
	介護予防短期入所療養介護						
	介護予防特定施設入居者生活介護						
	介護予防福祉用具貸与						
	介護予防認知症対応型通所介護						
	介護予防小規模多機能型居宅介護						
介護予防認知症対応型共同生活介護							
居宅介護支援事業							
介護予防支援事業							
特定福祉用具販売							
特定介護予防福祉用具販売							
施設介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活保護法第54条の2第2項により指定したとみなされるため、申請は不要です。					
	介護老人福祉施設						
	介護老人保健施設						
	介護療養型医療施設						

年 月 日

福 山 市 長 様

住 所
申請者(開設者) 名 前
生年月日
職名(名称)

注意事項

- 1 この書類は、福山市長に直接、提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、市告示により公示するほか、指定通知により通知します。
- 3 介護保険法で指定を受けた指定通知書(写)又は保険医療機関指定通知書(写)等を添付してください。

記載要領

- 1 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。
- 2 居宅介護事業者、介護予防事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 「名称」欄は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可又は指定を受けた正式な名称を記載してください。
- 4 「管理者」欄は、介護保険法の規定に基づき設置した管理者の名前を記載してください。
- 5 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正してその全てを記載してください。
- 6 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回申請する事業について、該当する欄全てに「○」を記載してください。
- 7 「事業等開始(予定)年月日」欄は、事業等を開始した年月日又は事業等を開始する予定年月日を記載してください。
- 8 「既指定年月日」欄は、既に生活保護法による指定を受けている事業等がある場合に、その指定を受けた年月日を記載してください。
なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
- 9 「介護保険法の指定を受けている事業等」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載してください。申請中の場合は、「指定等年月日」欄に「申請中」と記載してください。
なお、介護保険法施行法の規定に基づき指定等があったものとみなされたものについては「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
- 10 申請者(開設者)が法人の場合には、法人名とともにその代表者の名前及び主たる事業所の所在地を記載してください。申請者が法人の場合は「生年月日」欄の記載は不要です。

注意事項

- 1 「職員配置の状況」欄は、事業等ごとに、職種別に申請時の実人員の数を記載してください。
- 2 「利用定員等」欄は、入院・入所(利用)定員を定めている場合に、事業等ごとに申請時における数を記載してください。
- 3 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載してください。なお、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護については入居に係る利用料とそれ以外を区別して記載してください。

実施する事業等の種類	職員配置の状況(人)				利用 定員等	サービス費用基準額以外に 必要な利用料の額	
	職 種	常 勤		非 常 勤			
		専 従	兼 務	専 従			兼 務
居	訪問介護	訪問介護員等					
	訪問入浴介護	看護職員 介護職員					
	訪問看護	看護職員 理学・作業療法士					
	訪問リハビリテーション	理学・作業療法士					
	居宅療養管理指導	医師					
		歯科医師					
		薬剤師					
		歯科衛生士					
		管理栄養士					
	通所介護	生活相談員					
看護職員							
介護職員							
機能訓練指導員							
通所リハビリテーション	医師						
	理学・作業療法士						
	看護職員						
	介護職員						
	支援相談員						
短期入所生活介護	医師						
	生活相談員						
	看護職員						
	介護職員						
	栄養士						
	機能訓練指導員						
	その他						
短期入所療養介護	医師						
	薬剤師						
	看護職員						
	介護職員						
	支援相談員						
	作業療法士						
	理学療法士						
	栄養士 精神保健福祉士等						
特定施設入居者生活介護	生活相談員						
	看護職員						
	介護職員						
	機能訓練指導員 計画作成担当者						
福祉用具貸与	専門相談員						
夜間対応型訪問介護	訪問介護員等						
認知症対応型通所介護	生活相談員						
	看護師						
	介護職員						
	機能訓練指導員						
小規模多機能型居宅介護	介護支援専門員						
	介護従事者						
認知症対応型共同生活介護	介護従業者						
	計画作成担当者						
地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員						
	看護師						
	介護職員						
	機能訓練指導員 計画作成担当者						
特定福祉用具販売	専門相談員						
特定介護予防福祉用具販売	専門相談員						
居宅介護支援事業	介護支援専門員						
介護予防支援事業	介護支援専門員						

※「特定施設入居者生活介護」「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「介護予防特定入居者生活介護」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護」については、サービス費用基準額以外に必要な利用料の額「入居金・賃料」「それ以外の日常生活費」について資料を添付すること。

実施する事業等の種類	職員配置の状況(人)				利用 定員等	サービス費用基準額以外に 必要な利用料の額	
	職 種	常 勤		非 常 勤			
		専 従	兼 務	専 従			兼 務
介 護 予 防	介護予防訪問介護	訪問介護員等					
	介護予防訪問入浴介護	看護職員 介護職員					
	介護予防訪問看護	看護職員 理学・作業療法士					
	介護予防訪問リハビリテーション	理学・作業療法士					
	介護予防居宅療養管理指導	医師 歯科医師 薬剤師 歯科衛生士 管理栄養士					
	介護予防通所介護	生活相談員 看護職員 介護職員 機能訓練指導員					
	介護予防通所リハビリテーション	医師 理学・作業療法士 看護職員 介護職員 支援相談員					
	介護予防短期入所生活介護	医師 生活相談員 看護職員 介護職員 栄養士 機能訓練指導員 その他					
	介護予防短期入所療養介護	医師 薬剤師 看護職員 介護職員 支援相談員 作業療法士 理学療法士 栄養士 精神保健福祉士等					
	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員 看護職員 介護職員 機能訓練指導員 計画作成担当者					
	介護予防福祉用具貸与	専門相談員					
	施 設 介 護	地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設					
介護老人保健施設		医師 薬剤師 看護職員 介護職員 理学療法士 作業療法士 栄養士 支援相談員 介護支援専門員等					
介護療養型医療施設		医師 薬剤師 看護職員 介護職員 理学療法士 作業療法士 栄養士 精神保健福祉士 介護支援専門員等					